

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大進工業株式会社	代表者氏名	若山 隆志
主たる営業所の所在地	香川県丸亀市風袋町96番地2		
許可番号	香川県知事許可 (般-2)第9739号	許可を受けている建設業の種類	と

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年9月18日	処分を行った者	香川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部</p> <p>2 停止を命ずる期間 令和6年9月24日から令和6年9月26日までの3日間</p>		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
	<p>大進工業株式会社及び同社の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和4年1月27日、丸亀簡易裁判所から、それぞれ罰金30万円の略式命令を受け、同年2月15日にその刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)に該当する。</p>		
その他参考となる事項			